

広島県宿泊税条例施行規則をここに公布する。

令和七年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十五号

広島県宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県宿泊税条例（令和六年広島県条例第三十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊料金)

第二条 条例第三条に規定する規則で定める金額は、宿泊者が宿泊施設（同条に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）の宿泊に関して支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

一 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額

二 消費税、地方消費税その他の税に相当する額

三 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして広島県西部県税事務所長が認めるものに相当する額

(課税免除)

第三条 条例第四条第二項第一号及び第二号に規定する規則で定める学校行事は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に基づき文部科学大臣が公示する学習指導要領において学校行事であると認められるもので、学校又は学年を単位として実施されるものとする。

(特別徴収義務者としての指定等の通知)

第四条 広島県西部県税事務所長は、条例第七条第二項の規定により宿泊税の特別徴収義務者を指定したときは別記様式第一号による宿泊税特別徴収義務者指定通知書により、その指定を取り消したときは別記様式第二号による宿泊税特別徴収義務者指定取消し通知書により、これを通知するものとする。

(申告の方法)

第五条 条例第八条第一項の規定による宿泊税の申告は、別記様式第三号による宿泊税納入申告書により行うものとする。

2 前項の申告書は、宿泊施設ごとに提出しなければならない。ただし、広島県西部県税事務所長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(申告期限の特例の要件等)

第六条 条例第八条第二項に規定する規則で定める金額は、同項の規定の適用を受けよう

として次条第一項の申請書を提出した日（以下この条において「申請日」という。）の属する月の前十二月間（以下この条において「要件適用期間」という。）における宿泊税の納入すべき金額の合計額が三百六十万円以下とする。

2 条例第八条第二項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 申請日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から一年を経過していること。

二 条例第八条第三項の規定による指定の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から一年を経過していること。

三 要件適用期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

四 要件適用期間において、特別徴収義務者が県税に係る徴収金を滞納していないこと。
五 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

（申告期限の特例の申請等）

第七条 条例第八条第二項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第四号による宿泊税申告納入期限特例適用者指定申請書を広島県西部県税事務所に提出しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

二 宿泊施設の所在地及び名称

三 経営開始年月日

四 条例第八条第三項の規定による指定の取消しを受けた場合にあつては、その取消年月日

五 前条第一項に規定する宿泊税の納入すべき金額の合計額

六 宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けた場合にあつては、その決定年月日

七 前各号に掲げるもののほか、広島県西部県税事務局長が必要と認める事項

2 広島県西部県税事務局長は、条例第八条第二項の規定による指定をしたとき又は同項の規定による指定をしないことを決定したときは、別記様式第五号による宿泊税申告納入期限特例適用者指定又は不指定通知書により、これを通知するものとする。

3 広島県西部県税事務局長は、条例第八条第三項の規定による指定の取消しをしたときは、別記様式第六号による宿泊税申告納入期限特例適用者指定取消し通知書により、これを通知するものとする。

（特別徴収義務者としての登録の通知）

第八条 条例第九条第一項に規定する規則で定める様式は、別記様式第七号による宿泊税

特別徴収義務者登録申請書とする。

- 2 広島県西部県税事務所長は、条例第九条第四項の規定により特別徴収義務者の登録をしたときは、別記様式第八号による宿泊税特別徴収義務者登録通知書により、これを通知するとともに、別記様式第九号による宿泊税特別徴収義務者証票を交付するものとする。

- 3 条例第九条第七項の規定による届出は、別記様式第十号による宿泊税登録事項変更届出書により行わなければならない。

- 4 条例第九条第八項、第九項又は第十項の規定による届出は、別記様式第十一号による宿泊税営業休止・再開・廃止届出書により行わなければならない。

（特別徴収義務者の証票を亡失した場合の措置）

- 第九条 条例第九条第四項の規定により前条第二項の証票の交付を受けた者は、その証票を亡失したときは、遅滞なく、別記様式第十二号による宿泊税特別徴収義務者証票亡失届兼再交付申請書を広島県西部県税事務所長に提出し、必要に応じて証票の再交付を受けなければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

- 第十条 条例第十条第二項に規定する規則で定める様式は、別記様式第十三号による宿泊税徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書とする。

- 2 広島県西部県税事務所長は、条例第十条第四項の規定による通知を行うときは、別記様式第十四号による宿泊税徴収不能額等の還付又は納入義務の免除通知書により行うものとする。

（納税管理人の承認等に係る手続）

- 第十一条 条例第十一条第一項に規定する規則で定める様式による申告は、別記様式第十五号による宿泊税納税管理人（異動）申告書により行わなければならない。

- 2 条例第十一条第一項に規定する規則で定める様式による申請は、別記様式第十六号による宿泊税納税管理人（異動）承認申請書により行わなければならない。

- 3 広島県西部県税事務所長は、前項の申請書の提出があった場合は、その処分を決定し、承認することとしたときは別記様式第十七号による宿泊税納税管理人承認通知書により、承認しないこととしたときは広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号。以下「県税規則」という。）別記様式第十六号の二十四による納税管理人不承認通知書により、これを通知するものとする。

- 4 条例第十一条第二項に規定する規則で定める様式は、別記様式第十八号による宿泊税納税管理人選定免除認定申請書とする。

- 5 広島県西部県税事務所長は、前項の申請書の提出があった場合は、その処分を決定し、認定することとしたときは別記様式第十九号による宿泊税納税管理人選定免除認定通知書により、認定しないこととしたときは県税規則別記様式第十六号の二十九による納税管理人の選定免除を認定しない旨の通知書により、これを通知するものとする。

6 広島県西部県税事務所長は、条例第十一条第三項の規定により同条第二項の認定を取り消したときは、県税規則別記様式第十六号の三十による納税管理人選定免除認定取消し通知書により、これを通知するものとする。

（関係書類の電磁的記録による保存等）

第十二条 条例第十二条第三項及び第四項に規定する電磁的記録の作成、備付け及び保存については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第七百四十八条に規定する電磁的記録の作成、備付け及び保存の例による。

2 条例第十二条第三項及び第四項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存については、法第七百四十九条に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存の例による。

3 条例第十二条第五項に規定する規則で定める関係書類は、棚卸表、貸借対照表、損益計算書及び計算、整理又は決算に関して作成された書類とする。

4 条例第十二条第五項に規定する規則で定める装置は、スキャナとする。
（更正及び決定に係る様式）

第十三条 条例第十三条第一項に規定する規則で定める様式は、別記様式第二十号による更正・決定通知書兼納入（納付）通知書とする。

（過料処分の手続）

第十四条 広島県西部県税事務所長は、条例第十八条第一項の規定により過料を科する場合は、別記様式第二十一号による過料決定書により行うものとし、これに納入通知書を添えて納入義務者に交付するものとする。

（賦課徴収等）

第十五条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則及び広島県税事務取扱規則（昭和三十五年広島県規則第九十二号。以下「事務取扱規則」という。）の定めるところによる。この場合において、県税規則第一条中「広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）」とあるのは「広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）及び広島県宿泊税条例（令和六年広島県条例第三十二号）並びに広島県宿泊税条例施行規則（令和七年広島県規則第四十五号）」と、県税規則第十五条第二項中

「八 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年 大蔵省 自治省 令第一号）第十三条の二第三項の規定による還付請求書の提出があつた場合

とあるのは

「八 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年 大蔵省 自治省 令第一号）第十三条の二第三項の規定に

よる還付請求書の提出があつた場合

九 広島県宿泊税条例施行規則第十条第一項の規定による還付申請書の提出があつた場合
とする。

2 この規則に定める様式のほか、広島県西部県税事務所長は、宿泊税の賦課徴収に係る文書の様式について、県税規則及び事務取扱規則に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第四条の規定により行う特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付並びに納税管理人の申告、申請及び承認は、施行日前においても、第四条、第八条第一項及び第二項並びに第十一条第一項から第三項までの規定の例により行うことができる。この場合において、第四条、第八条第二項及び第十一条第三項中「広島県西部県税事務所長」とあるのは「知事」と、別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第七号、別記様式第八号及び別記様式第十五号から別記様式第十七号までの様式中「広島県西部県税事務所長」とあるのは「広島県知事」とする。

(経過措置)

3 この規則の施行日から令和九年三月三十一日までの間における第六条第一項及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項中「十二月」とあるのは「三月」と、「三百六十万円」とあるのは「九十万円」と、同条第二項第一号中「特別徴収義務者となつた日の属する月の末日」とあるのは「当該宿泊施設の営業を開始した日」とする。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日				
住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様				
広島県西部県税事務所長 印				
宿泊税特別徴収義務者指定通知書				
広島県宿泊税条例第 7 条第 2 項の規定により、宿泊税特別徴収義務者として、次のとおり指定したので通知します。				
義 特 別 務 徴 者 収	住 所 又 は 所 在 地			
	氏 名 又 は 名 称			
施 設	所 在 地			
	名 称			
	営 業 種 別			
	施 設 の 所 有 者	住 所		
		氏名又は名称		
備 考 （ 理 由 等 ）				

注 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第 2 号（第 4 条関係）

住所 (所在地) 氏 名 (名 称)		年 月 日
		様
		広島県西部県税事務所長 印
宿泊税特別徴収義務者指定取消し通知書		
宿泊税特別徴収義務者の指定については、次の理由により取り消します。		
施設	所在地	
	名 称	
指 定 取 消 年 月 日		年 月 日
指 定 取 消 し の 理 由		

注 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第 4 号（第 7 条関係）

※ 事 処 理 項	賦 課 番 号	担当者

受 付 印

年 月 日

広島県
西部県税事務所長 様

特
別
徴
収
義
務
者

住 所 又 は 地 所 在 地
〒

(電話 — —)
フリガナ
氏 名
〔 名 称 及 び 代表者の氏名 〕
この申請に対応する
担当部署名及び担当者名
(法人の場合) 法人番号

施
設

所 在 地
〒

(電話 — —)
フリガナ
名 称
証 票 番 号 及 び 営 業 種 別
証 票 番 号
第 号
営 業 種 別

宿泊税申告納入期限特例適用者指定申請書

広島県宿泊税条例第 8 条第 2 項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用を受けた
いので、次のとおり申請します。

経 営 開 始 年 月 日

年 月 日

広島県宿泊税条例第 8 条
第 3 項の規定による指定
の取消し

有 ・ 無

取 消 年 月 日

年 月 日

申請日の属する月の前 12 か月間の宿泊税の納入すべき
金額の合計

円

宿泊税に係る過少申告加
算金額、不申告加算金額
又は重加算金額の決定

有 ・ 無

決 定 年 月 日

年 月 日

県税に係る徴収金の滞納

有 ・ 無

注 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日 住所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様 広島県西部県税事務所長 印 宿泊税申告納入期限特例適用者 指 定 通知書 不指定 年 月 日付けで申請の納入申告書の提出期限及び納入期限の特例 の適用を受ける者 として次のとおり指定します。 としては、次の理由により指定しませんでした。		
施設	所在地	
	名 称	
	証 票 番 号	第 号
義務特別徴収者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
特例適用者の指定を開始する申告の時期		年 月分に係る申告から
特例適用者として指定しない理由		

注 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日		
住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様		
広島県西部県税事務所長 印		
宿泊税申告納入期限特例適用者指定取消し通知書		
年 月 日付けで通知の納入申告書の提出期限及び納入期限の特例適用者の指定については、次の理由により取り消します。		
施設	所在地	
	名 称	
	証 票 番 号	第 号
義 特 務 別 徴 者 収	住 所 又 は 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称	
特例適用者の指定を 取 消 す 申 告 の 開 始 時 期		年 月分の申告から
取 消 し の 理 由		

注 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

- | | | |
|---|---|--|
| 注 | 1 | ※印の欄は、記入しないでください。 |
| | 2 | 複数の施設を有する場合は、施設ごとに登録申請書を提出してください。 |
| | 3 | この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。 |
| ア | | 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し |
| イ | | 旅館業に係る営業許可証、認定事業に係る認定書又は住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類の写し |
| ウ | | 宿泊の契約内容を確認することができる書類（宿泊約款など） |
| エ | | 宿泊料金を確認することができる書面 |

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日		
住 所(所在地)		
氏 名(名 称) 様		
広島県西部県税事務所長 印		
宿泊税特別徴収義務者登録通知書		
広島県宿泊税条例第 9 条第 4 項の規定により、宿泊税特別徴収義務者として、次のとおり登録したので通知します。		
義 特 別 務 徴 者 収	住所又は所在地	
	氏 名 又 は 名 称	
施 設	所 在 地	
	名 称	
	営 業 種 別	
証 票 番 号		第 号
登 録 年 月 日		年 月 日

注 別に交付する証票を当該宿泊施設の公衆に見やすい箇所に掲示してください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第9号（第8条関係）

第

号



広島県

宿泊税特別徴収義務者証票

広島県宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

Accommodation Tax Special Collecting Agent Certificate

Verified as a special collecting agent as written in the Hiroshima
Prefectural Government Accommodation Tax Ordinance.

Hiroshima Prefectural Government

宿泊施設名

宿泊施設所在地

受 付 印

※ 事 処 理	賦 課 番 号	課税原簿登載年月日	担当者
		・ ・	

受 付 印 年 月 日 広島県 西部県税事務所長 様	特別徴収義務者	住所又 は 地 所 在 地	〒 _____ (電話 — —)	
		フリガナ氏名 〔 名 称 及 び 代表者の氏名 〕		
		この届出に対応する担当部署名及び担当者名		
		(法人の場合) 法人番号		
	施設	所在地	〒 _____ (電話 — —)	
		フリガナ		
		名称		
		証票番号及び別 営業種別	証 票 番 号 第 _____ 号	営 業 種 別 _____

次のとおり、登録事項の変更を届け出ます。

登 録 事 項	変 更 前	変 更 後

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	☐ 宿泊施設営業の許可等に関する変更 ☐ 上記以外による変更

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 変更内容が確認できる書類を添付してください。

様式第 11 号（第 8 条関係）

※
事
処
理

賦 課 番 号

証票返納年月日

担当者

受 付 印

年 月 日

広島県
西部県税事務所長 様

特別徴収義務者

住所又は地
フリガナ
氏名
〔名称及び
代表者の氏名〕
この届出に対応する
担当部署名及び担当者名
（法人の場合）法人番号

〒

（電話 — — ）

施設

所在地
フリガナ
名称

〒

（電話 — — ）

証票番号及び別
営業種別

証票番号
第 号

営業種別

宿泊税営業休止・再開・廃止届出書

広島県税条例

第 9 条第 8 項
第 9 条第 9 項
第 9 条第 10 項

の規定により、次のとおり

休止
再開
廃止

を届け出ます。

休 止 年 月 日

年 月 日 から 年 月 日 まで

再 開 年 月 日

年 月 日

廃 止 年 月 日

年 月 日

休 止 の 又 は
廃 止 の 理 由

そ の 他 参 考 事 項

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 廃止の場合には、旅館業営業廃止届出書の写しと、交付した宿泊税特別徴収義務者証票を添付してください。

※ 事 処 理	賦 課 番 号	証票交付年月日	担当者
		・ ・	

年 月 日

広島県西部県税事務所長 様

特別徴収義務者

住所(所在地)
及び電話番号

氏 名
〔名称及び
代表者の氏名〕

この申請に対応する
担当部署名及び担当者名

(法人の場合) 法人番号

宿泊税特別徴収義務者証票亡失届兼再交付申請書

次のとおり、宿泊税特別徴収義務者証票を亡失したため、
届け出ます。
再交付願います。

[illegible]

注 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 13 号（第 10 条関係）



※ 事 処 理	賦 課 番 号	担当者

年 月 日 広島県 西部県税事務所長 様	特別 徴 収 義 務 者	住 所 又 は 地 所 在 地	〒 (電話 — —)
		フリガナ	
		氏 名 〔 名 称 及 び 代表者の氏名 〕	
		この申請に対応する 担当部署名及び担当者名	
		(法人の場合) 法人番号	
	施 設	所 在 地	〒 (電話 — —)
		フリガナ	
		名 称	
証 票 番 号		第 号	

宿泊税徴収不能額等の 還 付 申請書
納入義務の免除

宿泊税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けたいので、広島県宿泊税条例第 10 条第 2 項の
規定により申請します。

課 税 標 準 と な る 宿 泊 数	泊	還付又は納入義務の免除を 受けようとする宿泊数	泊
納 入 す べ き 税 額	円	還付又は納入義務の免除を 受けようとする額の総額	円
区 分	年 月分	年 月分	年 月分
還 付 又 は 納 入 義 務 の 免 除 の 別	還付・納入義務の免除	還付・納入義務の免除	還付・納入義務の免除
納入すべき税額（ア）	円	円	円
(ア) のうち既に納入した税額 納 入 年 月	円 月 日 年 月 日	円 月 日 年 月 日	円 月 日 年 月 日
還 付 又 は 義 務 の 免 除 を 必 要 と す る 額	円	円	円
還 付 又 は 義 務 の 免 除 を 必 要 と す る 理 由			
そ の 他 参 考 と な る 事 由			

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 この申請書には、宿泊税の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証する書類を添付してください。

様式第14号（第10条関係）

年 月 日	
住 所(所在地)	
氏 名(名 称)	様
広島県西部県税事務所長 印	
宿泊税徴収不能額等の 還 付 通知書 納入義務の免除	
年 月 日付けで申請の宿泊税の徴収不能額等の 還 付 の 納入義務の免除 申請について、広島県宿泊税条例第10条第4項の規定により通知します。	

施設	所 在 地		
	名 称		
	証 票 番 号	第	号
決定	次のとおり ・還付します。・納入義務を免除します。・還付（納入義務の免除）をしません。		
還 付 又 は 納 入 義 務 の 免 除 を 認 め る 額 の 総 額		円	
還 付 額算定の基礎 納入義務の免除			
区 分	還付(免除)申請税額	還付(免除)決定税額	摘 要
年 月分			
年 月分			
年 月分			
備考（理由等）			

注 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
また、この処分があったことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第15号（第11条関係）

年 月 日

広島県西部県税事務所長 様

特別徴収義務者
住所(所在地)
及び電話番号

氏 名

〔 名 称 及 び
代表者の氏名 〕

この申告に対応する
担当部署名及び担当者名

(法人の場合) 法 人 番 号

宿泊税納税管理人(異動)申告書

宿泊税に係る納税について の一切の事項を処理させるために次の者を納税管理人に定めたので、
さきに定めた納税管理人について申告した事項に異動が生じたので、

広島県宿泊税条例第11条第 1 項の規定により申告します。

納 税 管 理 人	住 所 (所 在 地)			
	氏 名 (名 称)		電 話 番 号	

納税管理人となることを承諾します。
上記のとおり
相違ありません。

年 月 日

住 所
(所 在 地)

氏 名

〔 名 称 及 び
代表者の氏名 〕



注 申告事項の異動の場合には、異動後の事項を全部記載してください。また、異動があった事
項については、異動前の事項を括弧書きしてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第 16 号（第 11 条関係）

					年	月	日
受印	広島県西部県税事務所長				様		
					特別徴収義務者		
					住所(所在地)		
					及び電話番号		
					氏 名		
				〔 名 称 及 び 代表者の氏名 〕			
				この申請に対応する 担当部署名及び担当者名			
				(法人の場合) 法 人 番 号			
宿泊税納税管理人(異動)承認申請書							
宿泊税に係る納税について 〃の一切の事項を処理させるために次の者を納税管理人に定めたので、 さきに定めた納税管理人について申請した事項に異動が生じたので、							
広島県宿泊税条例第11条第 1 項の規定により申請します。							
納 税 管 理 人	住 所 (所 在 地)						
	氏 名 (名 称)		電 話 番 号				
納税管理人となることを承諾します。 上記のとおり 相違ありません。 年 月 日 住 所 (所 在 地) 氏 名 〔 名 称 及 び 代表者の氏名 〕							

注 申告事項の異動の場合には、異動後の事項を全部記載してください。また、異動があった事項については、異動前の事項を括弧書きしてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第17号（第11条関係）

年 月 日		
住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様		
広島県西部県税事務所長 印		
宿泊税納税管理人承認通知書		
年 月 日付けで申請の宿泊税に係る納税管理人については、 次のとおり承認します。		
施 設	所 在 地	
	名 称	
	証 票 番 号	第 号
納 税 管 理 人	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

		年 月 日	
広島県西部県税事務所長		様	
		特別徴収義務者	
		住所(所在地) 及び電話番号	
		氏 名	
		(名 称 及 び 代表者の氏名)	
		この申請に対応する 担当部署名及び担当者名	
		(法人の場合) 法 人 番 号	
宿泊税納税管理人選定免除認定申請書			
宿泊税に係る納税について、納税管理人を定めることを要しない旨の認定を受けたいので、広島県宿泊税条例第11条第2項の規定により申請します。			
理			
由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第19号（第11条関係）

		年 月 日
住 所(所在地)		
氏 名(名 称) 様		
広島県西部県税事務所長 印		
宿泊税納税管理人選定免除認定通知書		
年 月 日付けで申請の宿泊税の納税管理人を定めることを要しないことについて、広島県宿泊税条例第11条第2項の規定により認定します。		
施 設	所 在 地	
	名 称	
	証 票 番 号	第 号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

宿 泊 税

県 税	賦 課 番 号

住 所(所在地)	年 月 日
氏 名(名 称)	広島県宿泊税条例第13条第 1 項の規定により更正・決定しましたから通知します。
様	広島県宿泊税条例第13条第 2 項の規定により「増減額」欄の不足金額及び加算金額を納期限までに納めてください。
	広島県西部県税事務所長 印

課税実績 年 月	申 告 分		更 正 ・ 決 定 分		増 減 額		加 算 金			法定納期限
	宿泊数（泊）①	① に対応する税額（円） （ ① × 200円 ）	宿泊数（泊）②	② に対応する税額（円） （ ② × 200円 ）	宿泊数（泊）	税 額（円）	算出基礎額	種類	金 額	申告年月日
							円		円	
合 計										

注 1 この通知書による不足金額、加算金額のほかに法定納期限の翌日から納入（付）の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

2 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。

3 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県（代表者広島県知事）を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 1 不足金額がない場合は、納付（納入）の通知はしないものとし、この通知書は、同通知書中注 1 及び 2 を削り、 3 を 1 とした上、更正・決定通知書として使用する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第21号（第14条関係）

過 料 決 定 書	
住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名 称)	
過 料 金 額	円
申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかったので、広島県宿泊 税条例第18条第 1 項の規定により上記の過料を科する。 年 月 日 広島県西部県税事務所長 印	

注 この決定に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌
日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、
当該審査請求の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島
県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもでき
ます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。